

別記様式1

【工事成績評定書】 (請負代金130万円を超え500万円未満適用)

工 事 名		契約金額 (当初)	円	契約金額 (最終)	円
受 注 者 名		工 期	平成 年 月 日～平成 年 月 日	完成年月日	平成 年 月 日
現 場 代 理 人 氏 名		第一次評定者 職・氏名			
主 任 技 術 者 名		第二次評定者 職・氏名			

【第一次評定者】

着 眼 項 目	0.82以上	0.78	0.75	0.72	0.68	0.65	0.63	0.6	0.57以下	重要度	評定点
1 施工体制 (施工体制一般) 現地状況を勘案し施工方法等の提案、社内検査体制等	施工体制が万全であり、適材適所に人員が配置され、体制の確立に優れている。	施工体制が良好であり、人員の配置が良く、体制の確立が明確である。	施工体制が良好であり、人員の配置が良く、体制の確立が明確である。	施工体制が概ね良好であり、人員の配置が良く、体制の確立が概ね良好である。	施工体制が概ね良好であり、人員の配置が良く、体制の確立が特に問題がなかった。	他の事項に該当しない。	施工体制にやや不備があった。若しくは現場の施工管理体制がやや不十分であった。	施工体制又は施工管理体制に不備が見られ、監督員から文書により改善指示をおこなった。	監督員の文書による指示に従わなかった。	5 () × 5 =	
2 施工体制 (配置技術者) 工事全体の把握、技術力等	施工又は管理に関して、技術的判断が優れており、創意工夫をもって現場の進捗に努めた。	施工又は管理に関して、技術的判断が良く、創意工夫をもって現場の進捗に努めた。	施工又は管理に関して、技術的判断が概ね良好で、工事現場の運営取組りが万全である。	施工又は管理に関して、技術的判断が概ね良好で、工事現場の運営取組りが良好である。	施工又は管理に関して、技術的判断が概ね良好で、工事現場の運営取組りが概ね良好であった。	他の事項に該当しない。	工事の施工の技術上の管理が不十分であることが、技術者の応答等により認められた。	設計内容を理解しているが技術能力・機能に問題はあったが支障は生じなかった。	設計内容の理解が不十分で、寸法精度が不良で手直しを要した。	10 () × 10 =	
3 施工状況 (施工管理) 産業廃棄物等の取り組み、工事記録の整備等	適切かつ効率的な施工又は管理に関する独自の工夫が見られ、良質な施工への反映が顕著であった。	適切かつ効率的な施工又は管理に関する独自の工夫が見られ、良質な施工への反映があった。	適切かつ効率的な施工又は管理に関する独自の工夫等が万全である。	適切かつ効率的な施工又は管理に関する独自の工夫等が良好である。	適切かつ効率的な施工又は管理に関する独自の工夫等が概ね良好である。	他の事項に該当しない。	工事の施工又は管理に主観性がなかったが、支障は生じなかった。	施工に当たり、設計図書に基づき施工上の義務に不十分のため、工事現場の施工条件に不適切な施工を行った。	設計図書に基づき施工上の義務につき、監督員又は検査員から文書により指示を行った。	15 () × 15 =	
4 施工状況 (工程管理) 適切な工程管理、工程のフォローアップの実施等	工期内に余裕を持って完成させ、工程の短縮及び地元調整の履行等円滑な工事進捗が万全であった。	工期内に余裕を持って完成させ、工程の短縮及び地元調整の履行等円滑な工事進捗に努めていた。	工期内に余裕を持って完成させ、工程の短縮及び地元調整の履行等円滑な工事進捗に努めていた。	工期内に余裕を持って完成させ、工程の短縮及び地元調整の履行等円滑な工事進捗に努めていた。	適切な工程管理のもと契約工期内に工事を完成させた。	他の事項に該当しない。	受注者の責により、工期を延長した。	自主的な工程管理がなされず、監督員から文書により改善指示を行った。	工期的理由により、契約書第44条に基づく契約の解除を行った。	15 () × 15 =	
5 施工状況 (安全対策) 安全教育・訓練の実施、過積載防止、仮設工の点検等	安全保安体制が特に優れ住民と常に調整し対応が良かった。	安全保安体制・住民との協調性が良好で安全管理に努めていた。	安全保安体制・住民との協調性が良好であった。	安全保安体制・住民との協調性が概ね良好であった。	安全保安体制・住民との協調性に問題はなかった。	他の事項に該当しない。	時々指示することはあったが、大きな問題はなかった。	安全保安体制が不十分な点があった。	安全保安体制が不十分で住民との対応が悪かった。	15 () × 15 =	
6 施工状況 (対外関係) 工事看板等より地元への周知、地元とのトラブル対策	適切な周辺環境対策の実施により、終始円滑な工事が図られトラブルがなかった。	対外調整に関して、適切に対応し、良好な解決を図っていた。	対外調整に関して、適切に対応し、良好な解決を図り、大きなトラブルがなかった。	関連工事の調整に協力し、円滑な進捗に努めていた。	関連工事の調整に概ね協力し、工事の進捗に遅れがなかった。	他の事項に該当しない。	周辺環境対策への配慮が悪く、トラブルがあった。	関連工事の調整に非協力的であり、監督員から文書により指示を行った。	関連工事の調整に関し、発注者の調整に従わないため、発注者に損害を与えた。	10 () × 10 =	
7 出来形 (出来形) 管理方法の工夫、不可視部分の写真・施工記録等整備	出来形が規格値を満足しており、ばらつきが少なく、独自の工夫があり他の模範となる。	出来形が規格値を満足しており、ばらつきが少なく、独自の工夫があった。	出来形が規格値を満足しており、ばらつきが少なく内容が優れていた。	出来形が規格値を満足しており、ばらつきが少なく内容が良好であった。	出来形が規格値を満足しており、ばらつきが少なく内容が概ね良好であった。	他の事項に該当しない。	出来形が規格値を満足していたが、ばらつきがあった。	出来形にばらつきがあったが、特に大きな問題がなかった。	契約書第31条に基づき、修補指示を行った。	15 () × 15 =	
8 出来形 (品質) 管理方法の工夫、不可視部分の施工記録等整備	品質が規格値を満足しており、ばらつきが少なく、独自の工夫があり他の模範となる。	品質が規格値を満足しており、ばらつきが少なく、独自の工夫があった。	品質が規格値を満足しており、ばらつきが少なく内容が優れていた。	品質が規格値を満足しており、ばらつきが少なく内容が良好であった。	品質が規格値を満足しており、ばらつきが少なく内容が概ね良好であった。	他の事項に該当しない。	品質が規格値を満足していたが、ばらつきがあった。	品質にばらつきがあったが、特に大きな問題がなかった。	契約書第31条に基づき、修補指示を行った。	15 () × 15 =	
合計										100	① _____点

【第二次評定者】

着 眼 項 目	0.82以上	0.78	0.75	0.72	0.68	0.65	0.63	0.6	0.57以下	重要度	評定点
9 施工状況 (施工管理) 設計図書の照査、現場施工方法の一致確認、立会確認	適切かつ効率的な施工又は管理に関する独自の工夫が見られ、良質な施工への反映が顕著であった。	適切かつ効率的な施工又は管理に関する独自の工夫が見られ、良質な施工への反映があった。	適切かつ効率的な施工又は管理に関する独自の工夫等が万全である。	適切かつ効率的な施工又は管理に関する独自の工夫等が良好である。	適切かつ効率的な施工又は管理に関する独自の工夫等が概ね良好である。	他の事項に該当しない。	工事の施工又は管理に主観性がなかったが、支障は生じなかった。	施工に当たり、設計図書の照査が不十分のため、工事現場の施工条件に不適切な施工を行った。	設計図書に基づき施工上の義務につき、監督員又は検査員から文書により指示を行った。	15 () × 15 =	
10 施工状況 (工程管理) 工程調整の取り組み、休日や夜間工事の回避	工期内に余裕を持って完成させ、工程の短縮及び地元調整の履行等円滑な工事進捗に努めていた。	工期内に余裕を持って完成させ、工程の短縮及び地元調整の履行等円滑な工事進捗に努めていた。	工期内に余裕を持って完成させ、工程の短縮及び地元調整の履行等円滑な工事進捗に努めていた。	工期内に余裕を持って完成させ、工程の短縮及び地元調整の履行等円滑な工事進捗に努めていた。	適切な工程管理のもと契約工期内に工事を完成させた。	他の事項に該当しない。	受注者の責により、工期を延長した。	自主的な工程管理がなされず、監督員から文書により改善指示を行った。	工期的理由により、契約書第44条に基づく契約の解除を行った。	5 () × 5 =	
11 施工状況 (安全対策) 建設労働災害・公衆災害の防止、パトロールの実施等	安全保安体制が特に優れ住民と常に調整し対応が良かった。	安全保安体制・住民との協調性が良好で安全管理に努めていた。	安全保安体制・住民との協調性が良好であった。	安全保安体制・住民との協調性が概ね良好であった。	安全保安体制・住民との協調性に問題はなかった。	他の事項に該当しない。	時々指示することはあったが、大きな問題はなかった。	安全保安体制が不十分な点があった。	安全保安体制が不十分で住民との対応が悪かった。	5 () × 5 =	
12 出来形 (出来形) 管理図及び管理表の工夫、自社の管理基準の設定等	出来形が規格値を満足しており、ばらつきが少なく、独自の工夫があり他の模範となる。	出来形が規格値を満足しており、ばらつきが少なく、独自の工夫があった。	出来形が規格値を満足しており、ばらつきが少なく内容が優れていた。	出来形が規格値を満足しており、ばらつきが少なく内容が良好であった。	出来形が規格値を満足しており、ばらつきが少なく内容が概ね良好であった。	他の事項に該当しない。	出来形が規格値を満足していたが、ばらつきがあった。	出来形にばらつきがあったが、特に大きな問題がなかった。	契約書第31条に基づき、修補指示を行った。	25 () × 25 =	
13 出来形 (品質) 品質管理の工夫、施工方法が仕様書にない施工確認等	品質が規格値を満足しており、ばらつきが少なく、独自の工夫があり他の模範となる。	品質が規格値を満足しており、ばらつきが少なく、独自の工夫があった。	品質が規格値を満足しており、ばらつきが少なく内容が優れていた。	品質が規格値を満足しており、ばらつきが少なく内容が良好であった。	品質が規格値を満足しており、ばらつきが少なく内容が概ね良好であった。	他の事項に該当しない。	品質が規格値を満足していたが、ばらつきがあった。	品質にばらつきがあったが、特に大きな問題がなかった。	契約書第31条に基づき、修補指示を行った。	35 () × 35 =	
14 出来ばえ (出来ばえ) 全体的な美観、肌・通り・端部処理等が良い等	細部にわたり優れており、他の模範となる。	細部にわたり優れていた。	細部にわたり良好であった。	細部にわたり概ね良好であった。	細部にわたり多少ばらつきがあった。	他の事項に該当しない。	外観・仕上がりが悪かったが、特に問題なかった。	外観・仕上がりが悪く、一部取替え又は手直しを要した。	外観・仕上がりが悪く、大規模な取替え又は手直しを要した。	15 () × 15 =	
評 点 合 計	_____点 ● (①) _____点 × 0.6 + ② _____点 × 0.4 = _____点							合計		100	② _____点
所 見 ※1	【第一次評定者 (監督員)】				【第二次評定者 (工事を所管する課長又は課長が指定した所属職員)】			評定区分 【A～E】			

※1所見は必ず記載すること。

※2この評定は完成時のみとする。